

# 審判規則

## (審判部会)

第 1 条 理事会は、審判の円滑な運営を計る為、下記により審判部会を設置する。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 審判部長(審判理事兼任)  | 1名  |
| (2) 審判員(各リーグ審判委員) | 15名 |
| (3) 理事及び副部長       | 若干名 |

## (主審)

第 2 条 各チームは試合の審判を行う者を選出し、試合の球審はその内のいずれか 1 名が行うこと。

2. 試合の審判員 4 名は、連盟の定めるゼッケン服を着用すること。
3. 主審は、試合の開始から終了 までの全責任の権限を有する。
4. 試合中に主審の不慮の事故等で変更等のある場合は、試合中の両チームの承認を必要とする。

## (審判団)

第 3 条 各リーグの第 1 試合の審判当番チームは、球審、塁審及びスコアラーの 5 名により審判団を構成する。第 2 試合以降は定める審判当番日程に従い前試合の 1 チームの 5 名により審判団を構成する。

2. 選手権大会の審判団は、審判部長が構成し要請を受けた審判団は大会の運営に協力しなければならない。
3. 各選手権大会に於いて敗れたチームは、選手 5 名により審判団を構成して連盟の定める次試合の審判と運営に協力しなければならない。

## (当番制)

第 4 条 審判団は、理事会及び運営委員会が定める日程に従い当番制とし、各リーグ第 1 試合の塁審及びスコアラーも同様とする。

## (集合時間)

第 5 条 第 1 試合の審判団の集合時間は、試合開始 30 分前までとし、前日の試合中止決定した場合を除き、当日いかなる天候状態でも試合の開始、中止、中断の判断を行う為、前述の時間までに集合し、審判団は両チームにその決定を行うこと。

2. 主審が前項の中止を行った場合は、当日の全試合は行わない。
3. 第 1 試合以降に天候の悪化等により、グラウンドの使用ができなくなった場合は、審判団は、第 9 条ゲーム規定により試合の成立または 中止の判断を行い、次の審判団に引き継ぎを行うこと。
4. グラウンドの使用が可能になった場合は、次の審判団は、連盟の定める当該試合の集合時間以前に試合を行わない。
5. 前 3 項の状態で引き続きグラウンドの使用が不可能と審判団が判断した場合は、当該試合以

降の試合の中止の決定と審判の引き継ぎを中止する。

(サイン)

第 6 条 主審は、試合後、両チームの監督に記録上のトラブルを避ける為スコアシートの確認を求め、3者の合意の上で主審が代表してサインを行うこと。

2. 球審のサインのあるなしに拘らず、1ヶ月経過した時点で、合意があったものとして以後異議申し立てはできない。

(態度)

第 7 条 審判団は、常に公正なる判断の基に明確にジャッジする。

(ルール適用)

第 8 条 各グラウンドのローカルルールは、理事会が決定する。

第 9 条 本連盟の全ての試合の審判は、全日本軟式野球協会)ルールを適用する。

第 10 条 その他の事項は、理事会及び運営委員会が協議決定する。

第 II 条 本規則の改廃は、理事会が行う。